資料4

豊川市児童発達相談センターについて

１　概要

発達に心配のある児童は増加傾向にあり、また、地域における児童発達への関心が高まりつつあるなか、本市では、「児童発達支援センター」を「総合保健センター（仮称）」と一体的に設置する予定をしているが、設置までには一定の時間を要することから、設置されるまでの間、御津福祉保健センター内に「児童発達相談センター」を設置して支援を実施していくものです。

２　設置場所

豊川市御津町広石枋ヶ坪８８番地
豊川市御津福祉保健センター　御津保健センター１階部分

３　主な実施事業

支援の名称	事業概要
児童発達支援	・小学校就学前までの発達に心配のある児童（主に年少児、年中児、年長児）を対象に、児童の単独通所による療育を実施 （定員１０名を予定） 療育内容 日課(イメージ)：午前　集団活動　　午後　自由遊びや個別訓練 ※遊びを通して基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練を実施
相 談 支 援	・１８歳未満の発達に心配のある児童とその保護者等を対象に発達に関する相談を実施 ・障害児等や相談の状況を踏まえ、必要に応じて障害福祉サービスの利用計画の作成及び管理、モニタリング等を実施するとともに、サービス提供事業者との調整を実施
その他支援	・家庭支援及び地域支援として、保護者を対象とした研修（ペアレントトレーニング）や保育士等を対象とした研修（ティーチャーズトレーニング）を実施 ・巡回訪問支援として、保育所や幼稚園等の依頼に基づき園を訪問し、発達に心配のある児童への関わり方などの助言を実施

４　配置職員

児童発達支援事業：保育士
相談支援及びその他支援：保健師、保育士及び臨床心理士

５　設置時期

令和３年４月１日

※児童発達支援（療育）については、６月１日から開始の見込み

６　開所時間等

（１）　開所時間

月曜日から金曜日

児 童 発 達 支 援 事 業：午前９時から午後３時３０分（通所児童は弁当持参）

相談支援及びその他支援：午前８時３０分から午後５時１５分

（２）　休業日

土・日曜日、祝日及び年末年始

７　支援利用に係る使用料

支援の名称	使用料
児童発達支援	ひと月の通所支援に要した費用の１割が使用料（負担額）となる （世帯の収入状況に応じて負担上限額が設定されている） ※３歳児から５歳児は無償化の対象
相 談 支 援 その他の支援	使用料は発生しない

８　施設平面図

別添のとおり
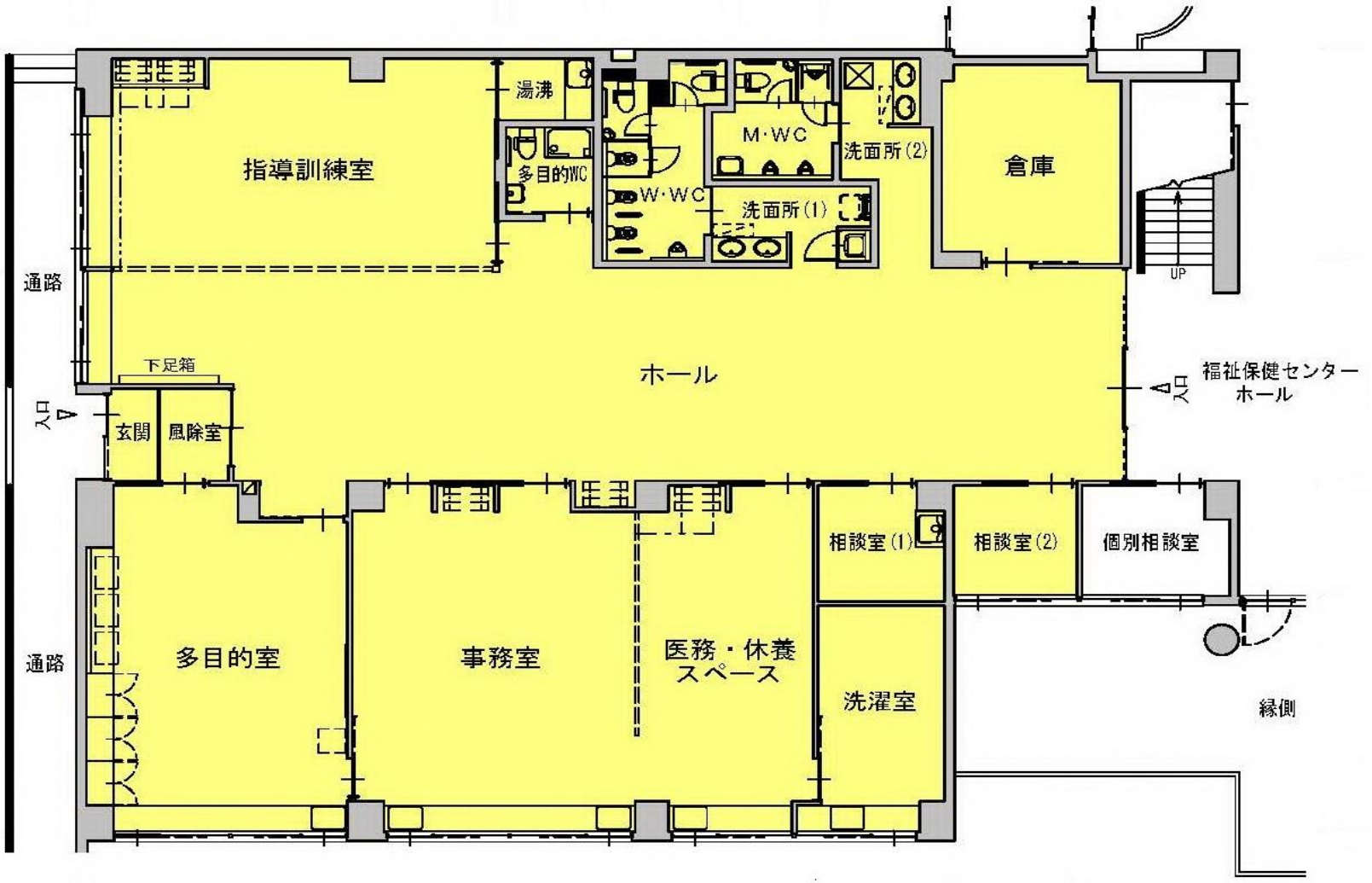
児童発達相談センター平面図